

令和8年度  
東大阪市結婚支援事業業務仕様書

令和8年7月  
東大阪市

## 令和8年度東大阪市結婚支援事業業務仕様書

本仕様書は東大阪市（以下、「市」という。）が実施する「令和8年度東大阪市結婚支援事業業務」（以下、「本業務」という。）に関して、受託者を公募するにあたり、必要な基本事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和8年度東大阪市結婚支援事業業務

### 2 業務目的

人口減少と少子化のさらなる進行に歯止めをかけるため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなう社会づくりが求められている。国立社会保障・人口問題研究所の「第16回出生動向基本調査（2021年）」によると、25～34歳の独身男女のうち約4～5割が、独身でいる理由として「適当な相手にめぐり合わない」と回答している。

こうした背景から、結婚を希望する人々のために「出会いの場」を提供するとともに、地域資源や市の魅力を活かしたイベントを企画・実施することで市への関心を高め、愛着の醸成や移住・定住促進を図ることにより、結婚から出産だけでなく子育てに対する希望が持てる社会づくりをめざすもの。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

### 4 業務内容

#### （1）婚活イベントの実施

##### ① 企画および運営

- ・ 市の地域資源を活用した体験型またはまち歩き型の婚活イベントを企画・実施すること。
- ・ 参加者同士が自然に交流できるよう、共同体験型の企画やレクリエーションを取り入れること。
- ・ 参加意欲を喚起する仕掛けや工夫を盛り込むこと。
- ・ 参加者に対し、お土産として、地域の特産品または実施場所に関連した菓子類等を配布すること。
- ・ イベントの冒頭において、参加者が円滑に交流できるよう、コミュニケーションのポイント等を紹介するガイダンスを実施すること。なお、時間は10分を目安とする。
- ・ イベント中は、参加者同士のコミュニケーションが円滑に進むようサポートし、マ

マッチング率および満足度の向上を図ること。

- ・ 屋外開催の場合は、天候および気温を考慮し、雨天対応の代替プログラムを準備すること。

## ② 対象者

- ・ 概ね 25～39 歳の独身男女で、市内在住または移住を検討している人。
- ・ 参加にあたっては、顔写真付きの本人確認書類の提示を求めること。

## ③ 回数

- ・ 契約期間内に 2 回以上開催。

## ④ 実施内容および実施場所

以下のとおり、実施内容および実施場所を設定すること。なお、実施場所については東大阪市内とし、参加者の利便性や交通アクセス、実施内容との親和性を考慮すること。また、マッチングにアプリ等を使用する場合は、実施場所の通信環境を事前に確認するなど、円滑な運営に配慮すること。

- ・ 1ヶ所目は「枚岡神社（ひらおかじんじゃ）」とすること。

枚岡神社は、「第 2 次東大阪市観光振興計画」においてエリアマネジメントを推進している『生駒山エリア』に所在し、市が重点的にブランド化を図っている地域資源である。

生駒山の麓に位置する同神社は、河内国一之宮として歴史や自然を感じられる由緒ある古社である。御祭神に天児屋根命（あめのこやねのみこと）・比売御神（ひめみかみ）のご夫婦を祀っており、「結びの社」として縁結びのご利益でも知られる。そのため、出会いや交流の場としてもふさわしいロケーションである。

なお、神社境内にある施設「斎館（さいかん）」を使用することができる。斎館は結婚式後の披露宴や会食にも用いられる施設であり、広間および応接間を備えている。イベントの雰囲気や目的に応じて柔軟に活用することが可能である。

※枚岡神社を借用するにあたっては費用が発生するため、事前に神社との調整が必要である。施設使用に係る費用（目安：5 万円程度）が必要となるが、金額の詳細については神社に確認すること。

- ・ 2ヶ所目は、スポーツ交流をテーマとし、本市の魅力を体感できる場所を選定すること。

聖地・花園を象徴とする「ラグビーのまち」である本市においては、近年、屋内型としては国内初となる「東大阪立ウィルチェアスポーツコート」を整備するなど、「スポーツのまち」として包括的なスポーツ推進に取り組んでいる。

イベントで実施する競技については、ボッチャやモルックなど、経験の有無に関わらず、誰もが気軽に楽しむことのできる競技を選定すること。

- ・ 3回以上のイベント開催を提案する場合は、本市の魅力を体感できる内容および場所を基本とし、事業者の自由提案によるものとする。

#### (参考)開催実績

令和4年度：藤田珈琲 ~ the ROASTERY Lab.(東大阪市高井田)

令和5年度：東大阪市花園ラグビー場

令和6年度：石切回廊、石切参道商店街

令和7年度：枚岡神社

クリアホール・ふせ、布施商店街

#### ⑤ 実施日程

- ・ 参加者の利便性や広報期間を考慮し、市と協議して日程を決定すること。
- ・ 開催時期は以下のとおりとする。
  - 1ヶ所目の枚岡神社は、紅葉の季節にあたる令和8年11月下旬から12月上旬を予定すること。
  - 2ヶ所目については、令和9年1月下旬から2月上旬頃の開催を予定すること。
  - 3ヶ所目以降については、季節感や地域の特色、参加者のニーズを踏まえ、柔軟に調整すること。

#### ⑥ 参加者募集および広報対応

- ・ 申込者数が定員に達するよう、効果的かつ魅力的な広報・発信手法(ウェブサイト、SNS等)を提案・実施すること。
- ・ チラシやポスター等の紙媒体の制作は原則として想定していないが、ウェブサイトやSNS等における広報のため、視認性および訴求力の高い画像素材(アイキヤッチ画像等)を作成すること。
- ・ 定員を超える申込みがあった場合は、市と協議のうえ選考すること。
- ・ 特設サイト(LP)を作成し、申込フォームを設置すること。
- ・ 問い合わせ対応窓口(電話・メール等)を明示し、参加者からの問い合わせに対応すること。

#### ⑦ 参加料の取扱い

- ・ 参加料を徴収する場合は、市と協議し、負担の少ない料金設定とすること。
- ・ 参加料はイベント運営費に充て、委託料と合わせて予算内に収めること。

## ⑧ フォローアップ

- ・ 参加者に対し、イベント終了後にアンケートを実施すること。アンケート項目および方法については、事前に市と協議のうえ決定し、実施後は回収・集計を行い、「報告書」として市へ提出すること。
- ・ イベントにおいて成立したカップル数を報告すること。

## ⑨ 成果品の提出

- ・ イベント終了ごとに報告書を提出し、最終的に完了報告書を提出すること。  
【内容】参加者名簿、業務記録、現場写真、カップリング結果、アンケート集計、打合せ記録等

## (2) フォトウエディングの実施

※フォトウエディングとは：

本市の地域資源を活用した場所に装飾等を施し、フォトグラファーや参加者が手配した撮影者により、結婚の記念となる写真を撮影するイベントである。一般的なフォトウエディングとは異なり、ドレス等の着用を前提とせず、原則として服装は自由とする。参加者が本市の魅力を体感できる機会とする。

【イベントの流れ】受付→案内→写真撮影→アンケート記入→解散

### ① 企画および運営

- ・ 市の地域資源や魅力を活かし、本市への愛着醸成につながる内容とすること。
- ・ 飾り付けや撮影小物など、参加者満足度の向上を意識した工夫を行うこと。
- ・ 原則 9～16 時の間で実施し、定員組数は 15 組以上を想定する。
- ・ 原則として、参加者は撮影用の服装で来場。ただし、希望者には着替え場所を提供すること。
- ・ 参加料は原則無料とし、実費が発生する場合は市と協議すること。
- ・ 屋外で撮影を行う場合は、天候および気温を考慮し、雨天時の実施方法についてあらかじめ検討すること。
- ・ 参加者に対し、各組 10 枚程度の編集済み撮影データを後日提供すること。

### ② 対象者

- ・ 令和 5 年度以降に結婚した(令和 8 年度中に婚姻予定含む)夫婦。
- ・ 応募多数時は、令和 8 年度中の婚姻予定者および市内在住者を優先。
- ・ 参加にあたっては、顔写真付きの本人確認書類の提示を求めること。

### ③ 実施日程および回数

- ・ 契約期間内に 1 回実施。日程は市と協議のうえ決定すること。

- ・ 開催時期はロケーションの風景や気候を考慮し、設定すること。

#### ④ 実施場所

以下のとおり、東大阪市内において実施場所を2ヶ所設定すること。なお、1ヶ所は事業者の自由提案によるものとし、提案された2ヶ所の中から、市と協議のうえ、最も適当と認められる場所を最終的な実施場所として選定するものとする。

- ・ 1ヶ所目は「鴻池新田会所」とすること。

鴻池新田会所は、国史跡・重要文化財にも指定されている、本市を代表する文化施設である。敷地内には、本屋・蔵などの伝統的な建物のほか、庭園も併設されており、撮影にふさわしいロケーションである。

なお、市主催事業として使用するため、施設利用料金は免除の取扱となる。

- ・ 2ヶ所目は、本市の魅力を感じることができる場所を基本とし、事業者による自由提案によるものとする。

#### (参考)開催実績

令和4年度：東大阪市花園ラグビー場

令和5年度：すずやー古今ー、石切参道商店街、石切回廊

令和6年度：東大阪市民美術センター

令和7年度：鴻池新田会所

#### ⑤ 募集および広報対応

- ・ 申込組数が定員に達するよう、効果的かつ魅力的な広報・発信手法(ウェブサイト、SNS等)を提案・実施すること。
- ・ 参加者募集を目的とした、広報用チラシを作成すること。
- ・ 定員を超える申込みがあった場合は、市と協議のうえ選考すること。
- ・ 特設サイト(LP)を作成し、申込フォームを設置すること。
- ・ 問い合わせ対応窓口(電話・メール等)を明示し、参加者からの問い合わせに対応すること。

#### ⑥ 会場準備および当日運営

- ・ 事前に設営および飾り付けを行うとともに、当日の動線整理および案内を実施すること。
- ・ 着替えスペースおよび休憩所を用意すること。
- ・ 写真撮影のノウハウを持つフォトグラファー1名以上を配置し、持参したカメラで撮影すること。

- ・ 撮影サポートスタッフを配置し、参加者が持参したカメラやスマートフォンでの写真撮影の補助を行うなど、参加者の要望に応えること。

#### ⑦ フォローアップ

- ・ 参加者に対し、イベント終了後にアンケートを実施すること。アンケート項目および方法については、事前に市と協議のうえ決定し、実施後は回収・集計を行い、「報告書」として市へ提出すること。

#### ⑧ 成果品の提出

- ・ 完了報告書を提出すること。

【内容】参加者名簿、業務記録、現場写真、フォトグラファー撮影データ、アンケート集計、打合せ記録等

### 5 共通事項

#### ① 再委託の制限

- ・ 本業務の全部または主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、主要でない一部の業務について、やむを得ず再委託が必要な場合は、書面で市の承認を得なければならない。

#### ② 実施場所の調整

- ・ 会場の確保や予約、施設との調整については受託者が行う。ただし、使用料減免が可能な本市の公共施設を使用する場合は市が行う。

### 6 留意事項

- ・ 業務の役割および費用分担は【別紙1別表1】東大阪市結婚支援事業における業務実施主体者を参照すること。
- ・ 本業務の目的を十分に理解し、市と協議のうえ誠意をもって実施すること。
- ・ 参加者との間でトラブルが発生した場合は、責任をもって対応し、速やかに市に報告すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項や不明点は、市と受託者で協議して定めること。
- ・ 市が必要と判断した場合、仕様書内容の変更を協議する場合がある。その際は、委託料の範囲内で対応すること。